

理 由 書

本理由書は、所沢都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 所沢都市計画区域の位置等

所沢都市計画区域は、都心から約 30km 圏、埼玉県南西部に位置しています。
また、所沢都市計画区域に含まれる土地の区域は、所沢市の行政区域の全域です。

【3・4・13号北原安松線】

本路線は、所沢市大字所沢字兀ノ下を起点とし、大字下安松字日ノ向甲に至る延長約 3,630m、幅員16mの幹線街路です。

【3・5・32号若松町中富線】

本路線は、所沢市若松町を起点とし、所沢市中富に至る延長約2,560m、幅員12mの幹線街路です。

【3・4・36号北秋津安松線】

本路線は、所沢市大字北秋津を起点とし、大字上安松字久保に至る延長約1,680m、幅員16mの幹線街路です。

II 変更の理由

3・4・13号北原安松線は、所沢市における南北方向の交通を担う重要な路線です。この路線の一部区間において既に市街地が形成されていることから、この市街地を活かしつつ、当該都市計画道路事業と隣接地で計画されている土地区画整理事業を一体的かつ合理的に進めるため、土地区画整理事業の区域内に当該路線の一部線形を変更するものです。

3・5・32号若松町中富線は、幹線道路として航空公園駅と周辺生活圏とのネットワークを形成する重要な路線です。今回、都市計画決定された区域と現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。本路線は道路構造令の技術的基準を満たしており、不整合が確認された部分については今後更なる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を変更するものです。

3・4・36号北秋津安松線は、上安松・下安松西地区と所沢駅のアクセス強化のほか、当該地区の防災機能及び生活環境の向上を図るため、新たに都市計画道路として追加するものです。

併せて、全ての路線について車線数を2と定めるものです。

Ⅲ 変更内容

名 称	延 長	車線数	幅員	変更内容
3・4・13号 北原安松線	約 3,660m (約 3,630m)	2 車線	16m	・ 一部区間の線形変更 ・ 延長の変更 ・ 車線数の決定 ・ 起点及び終点の修正 ・ 隅切り長の変更
3・5・32号 若松町中富線	約 2,560m	2 車線	12m	・ 一部区域の変更 ・ 車線数の決定 ・ 終点の修正
3・4・36号 北秋津安松線	約 1,680m	2 車線	16m	追加

括弧内は変更前を示す。

Ⅳ 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①区域区分（埼玉県決定）
- ②用途地域（所沢市決定）
- ③防火地域及び準防火地域（所沢市決定）
- ④地区計画（所沢市決定）
- ⑤土地区画整理事業（所沢市決定）